

移転登録(名義変更)のご案内

京都運輸支局登録部門

【手続きの流れ】

1. 必要書類（裏面参照）が揃っているか確認してください。

○不明な場合は運輸支局④番窓口にてお尋ねください。

2. ナンバープレートを取り外し、自動車会館（D棟）③⑥番窓口に戻納してください。

※（ナンバープレートの変更がない場合は「3.」へ）

○返納証（黄色のステッカー）をお受け取りください。

○希望番号の予約申込みをされている場合は、『予約済証』の交付を受けてください。

3. 自動車会館④⑩番窓口で申請書、手数料印紙などをお買い求めください。

○自動車税申告書も併せてお受け取りください。

4. 運輸支局（A棟）に戻り、申請書・添付書類に必要事項を記入してください。

○申請書（OCR1号）の記入例は裏面にありますので参考にしてください。

○申請書（OCR1号）は鉛筆で、それ以外の書類はボールペンで記入してください。

5. 申請書等の記載が終わりましたら⑥番窓口に出して提出してください。

○申請書を提出したらお名前が呼ばれるまでお待ちください。

6. ⑦番窓口で車検証の交付を受けたら、自動車税管理事務所（C棟）で自動車税の手続きを行ってください。

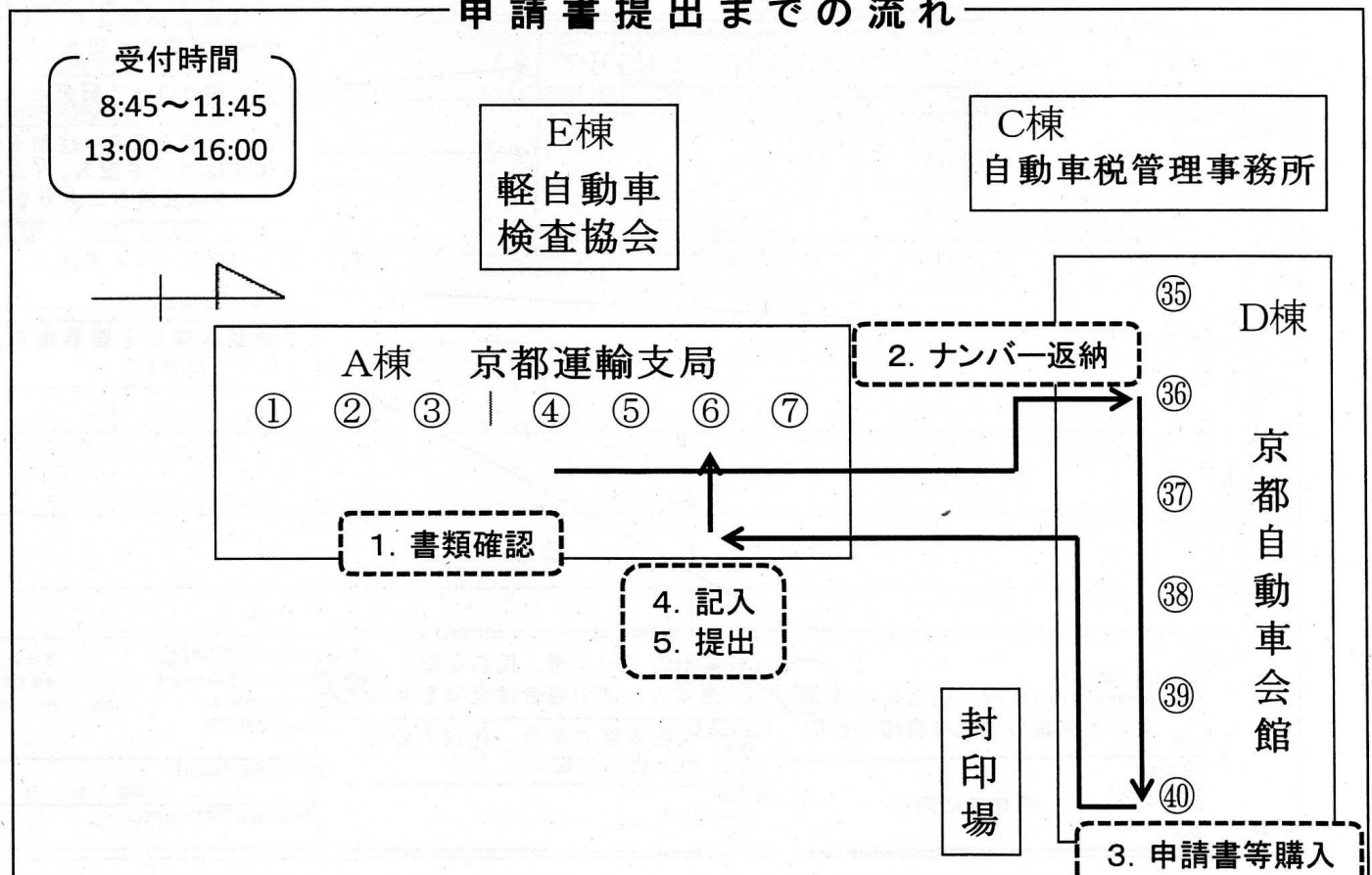
※（ナンバープレートの変更がない場合は「6.」で終わりです。）

7. 標板交付所（D棟③⑥番窓口）で新しいナンバープレートの交付を受けてください。

8. 新しいナンバープレートを取り付け、封印場にお車を移動し、封印を受けてください。

【封印を受けたら終了です。】

申請書提出までの流れ



【必要書類】

① 申請書 (OCR1 号)	D 棟 40 番窓口にてお買い求めください。
② 手数料印紙 (500 円)	D 棟 40 番窓口にてお買い求めください。
③ 自動車検査証	有効期間のないもの (車検切れ) は受付できません。
④ 譲渡証明書	様式が定められています。自動車検査証に記載されている所有者の印鑑証明書の印鑑 (実印) を押してください。
⑤ 印鑑証明書	新・旧所有者、それぞれ必要。※発行日から 3 ヶ月以内のもの。
⑥ 印鑑 (実印) 又は委任状	新・旧所有者、それぞれ必要。 ※本人が申請される場合は実印、代理人の場合は委任状 (実印を押印)。
⑦ 自動車保管場所証明書	新使用者のもので警察署の証明の日から 40 日以内のもの。
⑧ 使用者の住所を証する書面	新所有者と新使用者が異なる場合に必要。 住民票、現在事項証明など。(発行後 3 ヶ月以内のもの) この場合、使用者の委任状または申請書使用者欄への押印が必要です。
⑨ 自動車税申告書	D 棟 40 番窓口で申請書を購入する際にもらえます。

【注意事項】

- ・旧所有者の氏名・住所が自動車検査証に記載のものから変わっている場合は、変更内容の分かる書類が必要になります。(住民票、戸籍抄本など、法人の場合は履歴事項証明書など)
- ・新所有者または旧所有者が未成年の場合には、両親の実印を押印した同意書、戸籍謄本、両親のうち 1 名の印鑑証明書が必要です。
- ・法人名義からその法人の役員に名義を変える場合、取締役会の議事録などが必要になります。(役員個人名義から法人名義に変更する場合も同様です。)
- ・事業用自動車、レンタカー、大型貨物車、大型ダンプカーの場合は事前に輸送部門 (A 棟 2 階) での手続きが必要です。

申請書記入例】

※新所有者と新使用者が同じ場合の記入例 (機械で読み取りますので鉛筆で丁寧に記入してください。

☐ 新規登録 ☐ 変更登録 ☐ 更正登録 ☐ 予備検査 ☐ 自動車予備検査証記入 ☐ 所有者変更記録 申請書 第 1 編 様式	
☐ 新規検査 ☒ 移転登録 ☐ 自動車検査証記入 ☐ 自動車検査証交付 ☐ 自動車登録番号交付	
1010	3
希望自動車登録番号	
2 自動車登録番号	
京都 500-シ 1234 1234567	
氏名又は名称 運輸 太郎	
住所 260094507 1-23-4	
1	
1	
1	
自動車検査証番号	00
定期点検	
受検形態	
受検者	
申請人 (新所有者・旧所有者) 氏名又は名称 運輸 太郎	
住所 ※本人申請の場合は実印を押印	
(使用者) 氏名又は名称 所有者に同じ	
住所	
(旧所有者) 所有者の住所、氏名を記入 氏名又は名称 運輸 太郎	
住所 ※本人申請の場合は実印を押印	
申請代理人 (代理申請の場合、代理人の住所・氏名に記入) 氏名 住所	
受検者 氏名又は名称 住所	
登録の原因とその日付	
自動車登録番号交付の理由	
運輸支局長 運輸監理部長	
平成 年 月 日	